

高温等気象災害対策緊急支援事業実施要領

制定 令和8年2月18日 生振第1239号

第1 目的

頻発する気象災害や生産資材価格高騰の影響を受け、農業経営がひっ迫しており、特に、近年の異常な高温は、農産物の安定生産や農業者への健康にも影響を及ぼしている。そこで、気象災害対策（熱中症対策含）に資する生産施設・農業機械・設備等（以下「施設等」という。）の導入により、安定生産を図り、収益の向上を目指す。

なお、高温等気象災害対策緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによる。

第2 事業の内容等

1 事業実施主体及び助成対象者、事業の内容、補助率、補助採択基準等
本事業の事業実施主体及び助成対象者、事業の内容、補助率、補助採択基準等は、別表1のとおりとする。

2 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、令和9年3月末日までとする。

第3 事業の実施手続

1 事業実施計画の策定、承認

- (1) 事業実施主体は、事業実施翌々年度を目標年度とした助成対象者ごとの事業実施計画書（別記様式第1号）をとりまとめ、別記様式第2号を知事に提出する。
- (2) 知事は（1）により提出された事業実施計画が適当と認められるときは当該計画を承認し、事業実施主体に通知する。

2 補助金の交付手続

- (1) 事業実施主体は、規則第4条に基づき、補助金交付申請書（別記様式第3号）を知事へ提出する。
- (2) 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表1のとおりとする。

3 消費税の取り扱い

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- (2) (1) のただし書きにより交付申請した場合、補助金の額の確定時に補助金に係る消費税等仕入控除額を減額することを条件とし交付決定する。
- (3) (1) のただし書きにより交付申請を行い、補助事業完了後に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、速やかに知事に報告し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還する。

4 事業の着工

事業の着工（発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情で早期の着工が必要な場合、事業実施主体は、補助金交付決定前着工届（別記様式第4号）を知事に提出する。

5 実績報告

事業実施主体は、規則第13条に基づき、助成対象者ごとの実績報告書（別記様式第5号）をとりまとめ、別記様式第6号を知事へ提出する。

6 実施状況報告等

- (1) 事業実施主体は、事業実施翌年度から目標年度まで、助成対象者ごとの事業実施状況報告書（別記様式第7号）をとりまとめ、当該年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第8号を知事に提出するものとする。
- (2) 目標年度以降、成果目標が達成されていない場合、目標が達成されるまで、又は、処分制限期間を経過するまで(1)の報告を継続するとともに、目標が達成されていない理由及び改善措置等を報告する。
- (3) 知事は、成果目標の達成が遅れていると判断される場合、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

7 関係書類の整備

事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等を事業実施年度の翌年度から5年間保存するものとする。

第4 事業の推進

市町、農林総合事務所、農協等関係機関は、密接な連携による推進体制の整備を図り、事業実施計画の策定及び実施について必要な支援を行う。

第5 事業費の返還

知事は、助成対象者が、目標年度以前に離農、または著しく事業を縮小、あるいは休止・廃止した場合は、事業実施主体を通じ、補助金の返還を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年2月18日から施行する。

別表1

事業実施主体	助成対象者	事業の内容（補助対象事業）	補助率及び補助金額等	補助採択基準等	変更交付申請要件
1 市町 2 農業協同組合 ※基本的に地域の行政機関である市町を事業実施主体と位置付けるが、速やかな事業執行に向け、被災地域の市町など、状況に応じて農業協同組合が事業実施主体となることも可能とする。	1 認定農業者 2 認定新規就農者 3 農業者3戸以上からなる任意組織 ※認定農業者や認定新規就農者は認定予定者も可（但し、事業実績報告までに認定を受けること） ※農業者3戸以上からなる任意組織は、規約や機械・設備等の管理規定を有していること	1から4の高温等気象災害対策（熱中症対策含む）に資する施設等とする 1 気象災害対策（熱中症対策含む）の効果（Sランク） (1)気象災害に強い施設 耐候性ハウス、高軒高ハウス（軒高1.8m以上） ※但し、付帯設備は、ハウスと一体的に導入する場合に限り導入できる 2 気象災害対策（熱中症対策含む）の効果（Aランク） (1)高温対策設備・機械・資材 換気装置（天窓、妻窓、換気扇、循環扇、外気導入）、冷房装置（細霧冷房、地下水冷房含む）、高機能性遮熱資材（熱線遮断資材、高通気性防虫ネット等） (2)干ばつ対策設備・機械 自動かん水装置（自動給水栓含む）、給水ポンプ、スプリンクラー、簡易な井戸掘削（付帯設備含む） 3 気象災害対策（熱中症対策含む）の効果（Bランク） (1)高温対策機械（収穫後対策） 色彩選別機 (2)高温時の労働負荷低減機械 自動草刈り機（リモコン式、アーム式含む）、農業用ドローン、コンバインのキャビン (3)大雨・強風・豪雪対策設備・機械 サブソイラー、溝堀機、排水ポンプ、防風ネット、多目的ネット、生産施設（ハウスや果樹棚）の補強 4 その他（知事の特認事項） ・別表1に記載のない技術（事業内容）を導入したい場合、公的研究機関等の実証・試験結果等、効果を示す資料を事業実施計画書に添付し、県と協議する（別記様式第9号） ・事業内容にかかる疑義等については知事と協議する 1から4の事業内容の導入にあたり、次の事項を遵守すること ・国庫補助事業等が活用できる場合は、積極的に活用することとし、活用が困難な場合に本事業を活用する ・事業計画に応じた規模・能力・数量を導入する ・事業内容は3年以上使用できるものとする ・耐候性ハウスは国の基準に従い、高軒高ハウスは高さ1.8m以上に加え、強風や積雪に耐えられるよう径31.8mm以上のパイプで補強する（補強方法は、県で作成したR2 雪害対策マニュアルを参考とする） ・労働負荷低減のために導入する農業機械は、主に7～9月に使用するものとする	1 補助率 1/2以内 2 補助金額の上限額 ・助成対象者あたり 3,000千円 ・耐候性ハウス及び高軒高ハウスの場合 助成対象者あたり 6,000千円	次の要件を満たしている（承諾している）こと 1 気象災害に備え、各種保険制度等（収入保険、農業共済、青果物価格安定対策制度、収入減少影響緩和交付金、民間の保険のいずれか）に加入している（又は加入予定である）こと 2 気象災害対策として施設等を導入し、品質向上、出荷量増加、労働負荷の低減のうち、いずれかの成果目標を定めること 3 導入する施設等は、新規導入又は機能等向上が図られるものであること 4 導入する施設等の補助対象事業費が200千円以上であること 5 令和8年度内に本事業が確実に完了すると見込まれること 6 処分制限期間中は本事業の目的に沿った使い方を継続すること 7 補助金は、別表2のポイントにより予算内で配分されることを承諾していること	1 事業実施主体及び助成対象者の変更 2 事業費の30%を超える増減 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、1、2を除く変更とする

別表2

ポイント区分	取組基準	9ポイント	6ポイント	3ポイント	2ポイント	1ポイント
①対策ポイント	気象災害対策の効果 3ポイント以上	Sランク	Aランク	Bランク		
②成果目標ポイント	成果目標（品質向上、出荷量増加、労働負荷低減のうちいずれか）の現状値から目標値までの増減割合 10%以上 ※ 10%=1ポイント、最高3ポイント			30%以上	20%以上	10%以上
③実績ポイント	過去5年の対策実績（1つ選択）			品種変更	設備・機械等導入	栽培方法の改善

注1) 導入予定の設備等の①から③の合計ポイントが4ポイント以上のものについて、合計ポイント数の大きい順に採択を行う。同ポイントの場合は事業費の小さいものを優先採択する。

注2) ①対策ポイントは、別表1の事業の内容（補助対象事業）欄から導入予定の設備等が該当するランクのポイント数とする。但し、知事特認の場合は、3ポイントとする。

注3) ②成果目標ポイントは、本事業の活用により得られる効果で算出すること

注4) ②成果目標ポイントの計算方法（目標値-現状値）/現状値（ポイント計算例）秀品率 30%→45% の場合 3p、出荷量 20トン→22トンの場合 1p、作業時間 15hr→8hrの場合 3p

注5) ②成果目標ポイントは、これから就農する、あるいは、新たな品目を栽培するなど、現状値が無い場合は、3ポイントとする。

注6) ③実績ポイントの設備・機械等導入は農薬や肥料など、消耗資材を除く。土づくり資材や追肥などは栽培方法の改善に該当する。

注7) ③実績ポイントは、これから就農する、あるいは、新たな品目を栽培するなど、過去5年の対策実績が無い場合は、チャレンジ支援として1ポイント加算する。